

TOPICS

6月から地デジ説明会・受信者相談会を開催します

滋賀県を担当する「総務省滋賀県テレビ受信者センター（愛称・デジサポ滋賀）」が、市内の公民館などで開催する無料説明会です。機器の販売や契約の勧誘などは一切ありません。当日、直接、会場へおいでください。先着順。【日時・会場・定員】下表のとおり。時間はいずれも1時間程度です。

アナログとデジタルを比べて見られます



地デジの受信方法と必要な機材、費用の目安などを説明します



自分の目で魅力を実感できます



会 場	曜 日	時間（各会場とも1時間）		定員(人)
びわ湖文化センターリユートプラザ	6月 1日（月）	午前10時から	午後2時から	300
長浜公民館	6月 2日（火）	午前10時から	午後2時から	50
神照公民館	6月 3日（水）	午前10時から	午後2時から	50
南郷里公民館	6月 4日（木）	午前10時から	午後2時から	50
北郷里公民館	6月 5日（金）	午前10時から	午後2時から	25
市民交流センター	6月 8日（月）	午前10時から	午後2時から	120
西黒田公民館	6月 9日（火）	午前10時から	午後2時から	50
神田公民館	6月10日（水）	午前10時から	午後2時から	60
湯田公民館	6月11日（木）	午前10時から	午後2時から	50
六荘公民館「六角館」	6月12日（金）	午前10時から	午後2時から	130
長浜サンパレス	6月15日（月）	午前10時から	午後2時から	50
田根公民館	6月16日（火）	午前10時から	午後2時から	50
下草野公民館	6月17日（水）	午前10時から	午後2時から	50
七尾公民館	6月19日（金）	午前10時から	午後2時から	50
養蚕の館	6月23日（火）	午前10時から	午後2時から	30
上草野公民館	6月24日（水）	午前10時から	午後2時から	50

問 総務省滋賀県テレビ受信者支援センター（デジサポ滋賀）
☎077-523-5192（平日午前10時～午後6時）

地デジ説明会日程表

地デジを口実にした悪徳商法にご注意を
テレビ調査や工事を口実に料金を不正に請求したり、総務省やテレビ局などの関係機関の職員をかたり、切り替え手数料などを架空請求する悪質な事例が発生しています。
デジタル放送への対応で総務省、テレビ局、その関係機関からお金を請求することは一切ありません。このような、請求を受けたときは、すぐに支払わず、近畿総合通信局（総務省の地域機関）06-69942-0820または、お近くの警察署や環境保全課消費生活相談窓口にご相談ください。（05705567

一日社会保険相談所の開催

社会保険事務所では、次の日程で一日社会保険相談所（予約制）を開催します。

【日 程】 6月18日（木） 7月16日（木）
【会 場】 長浜社会福祉協議会（高田町）
【相談時間】 10時00分から16時00分まで
【申込方法】 平日の8時30分から17時15分までに、次の予約専用電話でお申込みください。
なお、予約状況により相談日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
【予約専用電話】 彦根社会保険事務所
☎ 0749-23-5489
※この電話では予約以外のご用件はお受け出来ません。

【活動状況】
市、中村委員は、毎月原則第1火曜日（長浜市）にびわ湖文化センターで、高齢者福祉委員と合同（長浜市）で、市民の皆様から相談を受け付けています。



長浜市区域担当
行政相談委員
なかむら よしお
中村 嘉男 氏
委嘱期間：12年1ヶ月
（平成9年4月1日～）

受賞おめでとうございます
（社）全国行政相談委員連合協議会会長表彰

TOPICS

『認定長期優良住宅』※を新築された人は、
固定資産税の税額が軽減されます！

●対象となるのは、次の要件をすべて満たす住宅です。	
・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する「認定長期優良住宅」 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日（平成21年6月4日）から平成22年3月31日までの間に新築された住宅	
床面積 (長期優良住宅の認定基準ではありません)	専用住宅・・・50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上） 併用住宅・・・居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上である住宅、かつ居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

※認定長期優良住宅とは、長期にわたり良質な状態で使用するための認定基準（耐久性、耐震性、維持管理・更新の容易性など）の内容に適合し、市長の認定を受けた住宅のことです。

●減額される税額		●減額される期間	
床 面 積	減 額 内 容	対象となる住宅	期 間
120㎡以下のもの	税額の1／2	3階建以上の耐火構造建物	新築後7年間
120㎡を超えるもの	120㎡に相当する部分の税額の1/2（越える部分は対象外）	その他の住宅	新築後5年間

●手続き
・新築した翌年の1月31日までに、市税務課へ申告してください。 【添付書類】長期優良住宅の認定通知書の写し（市建築課が発行）などです。詳しくは税務課まで。

問 固定資産税の減額については、市税務課資産税グループ（☎6523）
優良住宅建築等計画の認定申請については、市建築課建築指導グループ（☎6543）

現役加入者の皆様に平成21年4月から
「ねんきん定期便」が誕生月に送付されています！

社会保険庁では平成21年4月以降、すべての国民年金・厚生年金の現役加入者（注1）に対して「ねんきん定期便」を毎年、誕生月に送付します。
これは、現役の年金加入者の皆様に年金加入期間や保険料納付実績などの年金に関する個人情報を通知するものです。加入記録の確認とともに、年金制度への理解を深めてもらうことが目的です。
平成21年4月よりオレンジと水色の2種類の封筒のどちらかを誕生月に送付しています。

- オレンジ色の封筒：年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性の高い人です。（訂正の有無を記入して必ず返送してください）
- 水色の封筒：それ以外の人です。（もれや間違いのない場合は特に回答の必要ありません）

問 「ねんきん定期便専用ダイヤル」0570-058-555
IP電話、PHSからは、「03-6700-1144」へ。
受付時間 月～金曜日 午前9時～午後8時まで
第2土曜日 午前9時～午後5時まで

注1
現役加入者ですので、70歳未満で会社勤めをしている年金受給者、いわゆる在職老齢年金の受給者（全額停止も含む）も対象になります。